

特定非営利活動法人日本オリンピック・アカデミー  
役員候補者選考規程

第1章 総 則

第1条 特定非営利活動法人日本オリンピック・アカデミー（以下「当法人」という。）の役員候補者選考についての細則は本規程による。

第2章 役員候補者選考委員会

第2条 当法人の次期役員候補者の選考にあたっては役員候補者選考委員会を編成する。なお、役員候補者選考委員会は3名以上7名以下を以って構成するものとし、委員は会長が理事会の承認を以って、現役員と正会員の中から両者の数のバランスを考慮して指名する。

2 役員候補者選考委員会は、次期役員選任のための総会開催予定日の遅くとも5ヶ月前までに編成されなければならない。なお、役員候補者選考委員会を編成する月日については予め公示する。

3 役員候補者選考委員会は、委員の互選により委員長を選出し、委員長は委員会を総理する。

第3条 役員候補者選考委員会は、通常総会または臨時総会において次期役員が選任されると同時に解散する。

第3章 役員候補者の選出

第4条 理事及び監事候補者に立候補を望む正会員は、役員候補者選考委員会編成後1ヵ月以内に他正会員1名以上の推薦人を得、書面をもって役員候補者選考委員長に届け出なければならない。ただし、正会員3名以上が推薦する候補者がいる場合には、候補者本人の文書による承諾を得たうえで、推薦者が役員候補者選考委員長に届け出することができる。

第5条 選考委員会は、第4条による届け出のある場合はそれを考慮し、正会員の中から理事及び監事候補者若干名を選任決定の総会または理事会開催の3ヶ月前までに選出し、理事会に報告しなければならない。

2 理事及び監事候補者として被選考資格を有する者は、次の各号に該当しなければならない。

(1) 正会員であること

(2) 理事及び監事就任時において、満80歳未満であること

(3) 理事の任期を連続して2期4年を超えていないこと

第6条 本規程の改廃は、総会の議を経て行うことができる。

付 則

- 1 この規程は、制定の日（平成20年9月12日）から施行する。
- 2 この規程は、2024年5月26日から施行する。